

鳴門教育大学地域連携委員会規程

平成26年 1 月 28 日

規程第 2 号

改正 平成28年 2 月 10 日規程第18号
平成29年 3 月 8 日規程第71号
平成31年 3 月 13 日規程第62号
令和 2 年 3 月 19 日規程第37号
令和 4 年 6 月 21 日規程第54号
令和 5 年 3 月 31 日規程第19号
令和 6 年 4 月 10 日規程第26号
令和 7 年 3 月 27 日規程第23号
令和 8 年 3 月 11 日規程第73号

(設置)

第1条 鳴門教育大学（以下「本学」という。）に鳴門教育大学地域連携委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、本学の持つ教育研究上の成果を広く社会に公開した教育・研究・文化事業の円滑な実施のため、必要な事項を審議することを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する副学長
- (2) 副専攻長
- (3) 学長が指名した者 若干人
- (4) 企画調整役

(任期等)

第4条 前条第1項第2号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前条第1項第3号に規定する委員の任期は、学長が別に定める。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、第3条第1項第1号に規定する委員のうち学長が指名する者をもって充て、副委員長は、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議事項)

第6条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育委員会等との連携に関する事項
- (2) オーダーメイド型学校支援事業に関する事項
- (3) 公開講座の実施に関する企画及び連絡調整に関する事項

- (4) 教育・文化フォーラムの企画及び連絡調整に関する事項
 - (5) 特別講演会の企画及び連絡調整に関する事項
 - (6) その他教育研究成果の公開に関する事項
- (議事)

第7条 委員会は、委員の過半数の者が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を述べさせることができる。

(専門部会の設置)

第9条 委員会に必要がある場合は、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関する事項は、別に定める。

(事務)

第10条 委員会の事務は、企画戦略部地域共創課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 国立大学法人鳴門教育大学地域連携委員会規程（平成16年規程第62号）及び国立大学法人鳴門教育大学教員免許状更新講習実施委員会規程（平成20年規程第73号）は、廃止する。

3 施行日において、第3条第1項第3号の規定により最初に選出された委員のうち、学長が指名する者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月10日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。